

# 予算の概要

財政課 ☎224・5618  
☎225・2895



川越市長 川合善明

平成29年度一般会計予算は、第四次川越市総合計画や川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、「子どもを安心して産み、育てることができるまちづくり」「魅力を高め、活力を生み出すまちづくり」「人と人とがつながり、安心して暮らせるまちづくり」「地方創生、オリンピックや子育て世代への支援策、教育環境の拡充、活力あるまちづくりに向けた都市基盤整備に取り組むため、1千109億9千万円となる予算を編成しました。

一般会計予算の規模は、平成28年度に比べ3千万円の増加となり、同26年度から4年連続で1千100億円を超えました。また、一般会計予算と特別会計予算を合わせた総額は、1千991億3千48万7千円と、過去最大規模の予算となります。

各種事業の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

\*「平成29年度川越市予算書」「平成29年度川越市予算説明書」「平成29年度川越市一般会計・特別会計予算の概要」「川越市平成29年度予算のポイント」は財政課(本庁舎4階)・情報公開窓口(東庁舎1階)・図書館・公民館・市ホームページで確認できます。

## 会計別当初予算

(単位は千円、△は減を表します)

		平成29年度 A	平成28年度 B	増減額 A - B = C	前年度比 C / B (%)	
<b>一般会計 (イ)</b>		<b>110,990,000</b>	<b>110,960,000</b>	<b>30,000</b>	<b>0.0</b>	
特別会計	国民健康保険事業	42,615,300	43,668,300	△ 1,053,000	△ 2.4	
	後期高齢者医療事業	3,884,200	3,744,600	139,600	3.7	
	歯科診療事業	82,200	85,100	△ 2,900	△ 3.4	
	介護保険事業	22,662,000	20,940,700	1,721,300	8.2	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	98,900	97,400	1,500	1.5	
	川越駅東口公共地下駐車場事業	119,100	161,800	△ 42,700	△ 26.4	
	農業集落排水事業	142,400	143,500	△ 1,100	△ 0.8	
	企業会計	水道事業	9,571,178	9,730,636	△ 159,458	△ 1.6
		公共下水道事業	8,965,209	9,252,698	△ 287,489	△ 3.1
	<b>特別会計の小計 (ロ)</b>		<b>88,140,487</b>	<b>87,824,734</b>	<b>315,753</b>	<b>0.4</b>
<b>総計 (イ+ロ)</b>		<b>199,130,487</b>	<b>198,784,734</b>	<b>345,753</b>	<b>0.2</b>	

### 一般会計の歳入と歳出

平成29年度一般会計予算は、前年度比で3千万円増加しました。

歳入歳出の主な増減理由は次のとおりです。

#### ■歳入

市税は、市たばこ税、事業所税の減少が見込まれるものの、個人市民税、固定資産税等は増加が見込まれることなどから、市税全体では、前年度比で2・2%増加しました。市債は、新斎場整備事業債等の減少が見込まれるものの、小学校施設整備事業債等の増加により、前年度比で8・1%増加しました。

#### ■歳出

扶助費については、児童手当等の減少が見込まれるものの、施設型給付等(保育所等)や介護給付・訓練等給付の増加が見込まれることから、前年度比で2・1%増加しました。普通建設事業費は、小学校普通教室空調設備整備等の増加が見込まれるものの、新斎場建設や南古谷小学校増築等の減少により、前年度比で0・5%減少しました。

\*歳入および歳出の性質別の各予算額は、左ページ上の表をご確認ください。

## 一般会計歳入の構成

自主財源	市税	56,482,852千円	50.9%
	諸収入	3,353,228千円	3.0%
	繰入金	3,334,686千円	3.0%
	使用料及び手数料	2,201,820千円	2.0%
	繰越金	1,700,000千円	1.5%
	分担金及び負担金	1,003,410千円	0.9%
	財産収入	402,366千円	0.4%
	寄附金	10,820千円	0.0%
依存財源	国庫支出金	17,558,248千円	15.8%
	市債	9,732,700千円	8.8%
	県支出金	6,567,055千円	5.9%
	その他	8,642,815千円	7.8%

### 歳入用語解説

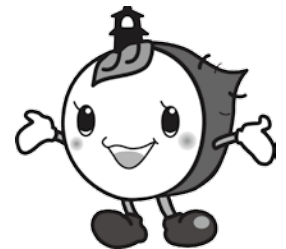
- 自主財源…市税など、市が自主的に確保できる財源
- 依存財源…国の決定に基づいて交付される国庫支出金や、市の借金である市債などの財源
- その他…地方消費税交付金、地方交付税、地方譲与税、株式等譲渡所得割交付金、配当割交付金、地方特例交付金、自動車取得税交付金、ゴルフ場利用税交付金、利子割交付金、交通安全対策特別交付金

## 一般会計歳出の性質別構成

義務的経費	扶助費	29,321,021千円	26.4%
	人件費	21,423,394千円	19.3%
投資的経費	公債費	10,274,844千円	9.3%
	普通建設事業費	12,428,192千円	11.2%
その他	災害復旧事業費	2,000千円	0.0%
	物件費	15,995,429千円	14.4%
	繰出金	13,922,397千円	12.6%
	維持補修費	5,699,289千円	5.1%
	貸付金	784,971千円	0.7%
	積立金	778,643千円	0.7%
	補助費等	239,820千円	0.2%
	予備費	120,000千円	0.1%

### 歳出用語解説

- 義務的経費…支出が義務付けられ、任意に削減できない経費
- 投資的経費…将来にわたり使用する道路などの社会資本を整備するために使われる経費



## 平成29年度一般会計予算を年収500万円の家庭の収入・支出に例えてみると

### 収入

給与収入が最も多く、親からの仕送り、借金が続きます。自主財源の収入全体に対する割合は、前年度から0.7% 増えて61.7% となりました。

	収入(歳入)	当初予算(円)	構成比(%)
自主財源	給与(市税)	2,545,000	50.9
	パート収入(諸収入など)	315,000	6.3
	貯金を下ろす(繰入金)	150,000	3.0
	前年の繰り越し(繰越金)	75,000	1.5
	親からの仕送り①(国庫支出金)	790,000	15.8
依存財源	借金(市債)	440,000	8.8
	親からの仕送り②(県支出金)	295,000	5.9
	親からの仕送り③(その他)	390,000	7.8
	計	5,000,000	100.0

### 支出

医療費、食費に続き、公共料金などの割合が多くを占めます。義務的経費の歳出全体に対する割合は、前年度から1.0% 増えて55.0% となりました。

	支出(歳出：性質別)	当初予算(円)	構成比(%)
義務	医療費(扶助費)	1,320,000	26.4
	食費(人件費)	965,000	19.3
	借金返済(公債費)	465,000	9.3
投資	家の増改築(普通建設事業費など)	560,000	11.2
その他	公共料金など(物件費)	720,000	14.4
	子に仕送り(繰出金)	630,000	12.6
	自治会費など(補助費等)	255,000	5.1
	その他(貸付金など)	85,000	1.7
計	5,000,000	100.0	

\* **新** = 新規事業

### 商工費

14億5,492万2千円

- **空き家、空き店舗リノベーション** 1,345万5千円  
空き家等の活用や、機能向上・用途変更を伴う建物の改修などを行う人材の発掘支援を行い、空き家や空き店舗の解消を図る。
- **健康食レストラン** 550万2千円  
川越産農産物の生産・流通の促進、消費拡大、ブランド化などを図る健康食レストランの設置を進める。
- **創業支援事業及び販路開拓事業** 400万円
- **川越駅観光案内所運営** 2,312万3千円
- **新ユネスコ無形文化遺産関連事業** 1,381万2千円  
川越氷川祭の山車行事のユネスコ無形文化遺産登録を記念したイベント等を実施するほか、川越まつり協賛会において外国語ホームページの作成等を行う。
- **新無料観光駐車場拡張** 3,433万2千円  
観光客用の駐車場不足や中心市街地の交通渋滞緩和を図るため農産物直売所「あぐれっしゅ川越」に隣接した郊外型駐車場の拡張整備を行う。

### 土木費

96億1,488万8千円

- **新川越駅東口駅前広場改修** 9,300万円
- **市道0074号線整備** 2億1,472万円  
東京オリンピックのゴルフ競技が開催される予定の霞ヶ関カンツリー倶楽部へのアクセス向上と円滑な大会運営のため、市道0074号線の整備を行う。
- **生活道路(市道)改良** 2億9,568万円
- **新田島橋整備** 1億2,350万円
- **新焼米橋整備** 7,480万円
- **新仮称文化創造インキュベーション施設運営管理検討業務** 600万円  
旧川越織物市場の文化創造インキュベーション施設としての整備に併せ、運営管理等の検討を行う。
- **笠幡駅周辺整備** 4億2,803万円
- **南古谷駅周辺整備** 1,483万1千円
- **川越駅西口市有地利活用** 9,553万5千円
- **新宿町三丁目交差点改良** 3億2,328万6千円
- **新河岸駅駅舎及び自由通路等整備** 17億3,366万4千円  
都市計画道路の整備と併せて、新河岸駅の橋上駅舎整備および自由通路整備を実施する。
- **川越駅南大塚線** 2億8,058万円
- **小仙波地内街区公園整備** 5,000万円  
新斎場の建設に伴う周辺環境整備として、地域住民に憩いの場を提供するとともに周辺地域への緩衝効果を図るため、都市公園を整備する。
- **新初雁公園基本計画策定支援業務委託** 600万円  
初雁公園を、本丸御殿を中心とした城址公園として整備するため、初雁公園基本計画の策定を行う。

- **新旧川越織物市場整備** 1億8,700万円  
市指定文化財である旧川越織物市場を、若手のアーティストやクリエイターが創業支援を受けながら一定期間制作活動を行う施設(文化創造インキュベーション施設)として整備を行う。
- **新市営住宅空室改修** 1,000万円

### 消防費

50億1,949万8千円

- **新防災行政無線デジタル化整備** 3億8,830万円  
デジタル化整備により、災害時における通信手段の確保と、データ通信機能の向上や難聴地域の改善等を図る。

### 教育費

125億3,064万7千円

- **ネットパトロール事業** 150万円  
市立中学校・高校の生徒をネットいじめ等から守るため、学校非公式サイトを検索、書き込みの監視等を行う。
- **スクールソーシャルワーカーの配置** 806万円  
教育や社会福祉等の専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめ・不登校等に悩む児童生徒の教育相談体制の充実を図る。
- **新小学校児童遠距離通学者通学費補助** 30万円  
市立小学校に公共交通機関を利用して遠距離通学する児童の保護者に通学定期券購入費の一部を補助する。
- **小学校普通教室空調設備整備** 9億8,500万円  
小学校普通教室に空調設備を導入するための工事等を行う。
- **新新入学学用品費に係る就学援助費の増額及び早期支給の実施** 小学校分 2,470万6千円  
中学校分 2,161万4千円



- **新新入学学用品費に係る就学援助費の支給金額を増額し、平成30年度入学分の支給時期を5月から入学前の3月へ変更する。**
- **新中学校普通教室空調設備整備** 1,452万円  
中学校普通教室に空調設備を導入するための基礎調査を行う。
- **新博物館展示室等の多言語化** 625万円
- **新仮称霞ヶ関西公民館建設** 1億1,240万円
- **新仮称新学校給食センター整備運営** 3億169万2千円  
PFI事業として民間事業者により施設整備・維持管理・運営業務が実施される。8月に施設整備を完了し、9月から運用を開始する。

### その他

105億1,487万3千円

災害復旧費・公債費・諸支出金・予備費。

# 今年度は、このような事業を行って

## 議会費

6億7,047万2千円

## 総務費

107億4,097万6千円

### ■フィルムコミッション事業 827万1千円

本市の魅力ある地域資源を映画やドラマ等のロケ地として広く発信し、交流人口の創出につなげる。

### ■公共施設マネジメント基金 1億101万円

将来訪れる公共施設の更新需要を見据え、老朽化が進行する公共施設の保全や更新を計画的に進めていく。

### ■仮称くらびとファンディング設立 91万9千円

### ■子育て安心施設整備 1,200万円

川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられている子育て安心施設「すくすくかわごえ」整備事業を推進するため、施設の基本設計を行う。

### ■大会機運醸成事業 687万円

東京オリンピックの開催に向けた機運を高めるとともに、本市の活性化につながるイベント等を実施する。

### ■空き家等対策計画策定 933万7千円

空き家等の傾向・課題を整理し、基本的な方針やその適正管理、利活用について空き家等対策計画を策定する。

### ■西文化会館舞台照明設備改修 7,700万円

### ■新たな交通検討業務 845万6千円

交通空白地域の移動手段および交通弱者の移動手段を確保するため、新たな交通の導入を検討する。

### ■東武東上線川越駅ホームドア設置工事負担金 1億1,550万円

### ■総合体育館メインアリーナ改修 1,510万円

### ■コンビニ交付 1,422万8千円

マイナンバーカードを活用しコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書と住民票の写しを交付する。

## 民生費

480億1,748万7千円

### ■生活困窮者学習支援事業 1,300万円

生活保護世帯や生活困窮者世帯の子どもへの居場所の提供や学習支援、保護者の養育相談等を実施する。

### ■地域生活支援拠点事業 466万7千円

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援の機能を整備する事業を試行的に実施する。

### ■多子世帯応援クーポン事業 1,367万1千円

第3子以降の出生児に対し、子育て支援サービス等に利用できるクーポン券を発行する。

### ■ひとり親家庭等学習支援事業 1,006万2千円

児童扶養手当の支給を受けているひとり親家庭の中学生を対象に、学習の支援や進学等の相談を行う。

### ■第三子及び多胎児産前産後ヘルパー派遣事業 1,088万2千円

### ■保育所建設補助 5億7,465万3千円

### ■母子生活支援施設建設費補助 1億7,000万円

母子家庭等の自立支援施策および子どもの貧困対策を推進するため、社会福祉法人が整備する母子生活支援施設の建設費の一部を補助する。

### ■障害児通園施設(児童発達支援センター)建設 3億9,780万円

老朽化したあけぼの・ひかり児童園について、2園を統合し、児童発達支援センターとして整備する。



## 衛生費

115億7,763万1千円

### ■飼い主のいない猫の不妊去勢手術に対する補助金 74万6千円

### ■産前・産後サポート事業 259万8千円

### ■健康マイレージ 267万2千円

歩数計等を用いて歩くことを中心とした自主的かつ継続的な健康づくりの取り組みを支援する。

### ■仮称ラジオ体操フェスタ 119万円

ラジオ体操の普及に取り組んでいる県内の自治体と連携し、市民も楽しく参加できるイベントを開催する。

### ■再生可能エネルギー機器等普及促進事業補助金 2,007万4千円

### ■新斎場関連 1億9,770万9千円

平成29年度から供用開始する新たな斎場について、効率的な運営管理を行う。

### ■東清掃センター整備事業 3,404万2千円

### ■西清掃センター解体 5億4,071万2千円

### ■東清掃センター整備事業 3,404万2千円

### ■西清掃センター解体 5億4,071万2千円

### ■東清掃センター整備事業 3,404万2千円

### ■西清掃センター解体 5億4,071万2千円

## 労働費

2億6,957万4千円

### ■就職応援セミナー等 33万円

本市で学ぶ大学生や高校生を対象に、川越の産業の魅力を伝える就業支援や、若い世代の市内就業につなげるための就職応援講座を実施する。

### ■若年者就労支援事業 360万円

### ■女性会館解体 8,397万円

## 農林水産業費

5億7,903万2千円

### ■蔵 in ガルテン川越基本設計 913万3千円

農業ふれあいセンターを中心に、伊佐沼や田園など周辺の自然的景観や農業とのふれあいをコンセプトとしたグリーンツーリズムを推進する。

### ■川越産農産物ブランド化 444万円

川越産農産物の利用促進等を行い、新たな川越名物としてPRするとともに、ブランド化により「地産他消」「地産都消」の拡大を図る。

武蔵野の落ち葉堆肥農法とは……

武蔵野台地特有の火山灰土で作物が育ちにくい土地に、多くの木を植えて平地林として育て、その落ち葉を掃き集め、堆肥として畑にすきこんで土壌改良をする伝統農法です。農家では平地林を「ヤマ」と呼び、大切にしてきました。武蔵野台地に位置する川崎市・所沢市・ふじみ野市・三芳町で、江戸時代から360年にわたり続けられている農法です。



落ち葉堆肥の山

川越では、福原地区を中心に、現在21戸が実践しています。

世界農業遺産・日本農業遺産とは……

世界農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形作られてきた伝統的な農業と文化・景観・生物多様性が一体となった、世界的に重要な農業システム（農法）を、国際連合食料農業機関が認定する制度です。

日本農業遺産は、将来にわたって受け継がれるべき農業システム（農法）を、農林水産大臣が認定する制度です。

「武蔵野の落ち葉堆肥農法」が  
日本農業遺産に認定されました

農政課 ☎224-5939

Fax 224-8712

川越で、江戸時代から続いている伝統農法があることを知っていますか？ 瘦せた土地を豊かにするために、落葉樹の木を植えて雑木林を作り、土を肥やすための堆肥として落ち葉を使用する循環型農法です。先人たちの努力と知恵が息づいている、この「武蔵野の落ち葉堆肥農法」が、日本農業遺産に認定されました。認定申請にご協力いただいた大木農園・大木清志さんと、川越いも膳店主・神山正久さんにお話を伺いました。

日本農業遺産に認定されて……

大木…代々、この農法で作物を作り続けています。平地林の落ち葉を集めて堆肥にするんですが、ミネラルを含んでいて、肥料はもちろん



で、目標が一つ達成できたことで、

農薬も少なくて済むんですよ。認定を契機に、市民の皆さんに平地林の大切さや川越産野菜のおいしさを再認識していただけたらと思います。神山…川越の伝統野菜をどうやって広めていけばいいかと考えていたのが、日本農業遺産に認定されたことで、目標の一つ達成できたかなと、

うれしく思っています。

おいしさと安心と

神山…食材を調理してお客様に提供している側からすると、落ち葉堆肥で育った野菜のように、「安心して使える」というのは本当に重要なことなんです。

大木…私たちにとっても、安心安全な野菜を届けて、おいしいと言っていただけることが一番です。例えば、サトイモは他のものと味が全然違うと言われます。落ち葉堆肥のおかげかなと思っています。

神山…この土地ならではの農法ですよ。日々食材と接していて、その土地の風土ならではの、その土地に合った食材があると感じています。食材そのもののうま味には、ど



合った食材があると感じています。食材そのもののうま味には、ど



左：神山さん、右：大木さん  
認定申請は、川崎市・所沢市・ふじみ野市・三芳町の3市1町と、埼玉県、JAいるま野で発足した「武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会」が行いました。2人は認定申請の際、現地視察で武蔵野の原風景と農法、作物の活用などについてアピール。残念ながら世界農業遺産の候補からは外れましたが、3月14日に日本農業遺産として認定されました

んな調味料も勝てません。  
連携の輪で、遺産を生かして

神山…川越ブランドの野菜として、農業・商業・行政が連携して、上手にアピールができればいいですね。連携で輪を広げることが大切だと思います。

大木…すばらしい農法があると伝えることで、若い人に農業に興味を持っていただけるのではと期待しています。また、平地林を残すためには、農業者の努力だけでは難しい部分があります。例えば、広い平地林の落ち葉集めには、ボランティアの協力も必要ではないかと感じています。私の平地林で手伝ってくれる皆さんも、今回の認定をとっても喜んでくれました。こうした輪が広がり、平地林の豊かな自然を市民の皆さんと育て、次世代につなげていければいいですね。

# 人事発令(4月1日付け)

職員課 回2224-5553

Fax 2225-28095

## 市長部局

部長等：広報監 田中三喜雄 ▼ 市民部長 細田隆司 ▼ 産業観光部長 大

岡敦 ▼ 建設部長 宮本一彦 ▼ 会計室理事 樋口紀子  
副部長等：防災危機管理担当 参事 島村昭仁 ▼ 防災危機管理室長 市ノ川千明 ▼ 総合政策部副部長兼政策企画課長 長岡聡司 ▼ 総合政策部参事 兼オリピック大会室長 岡部実 ▼ 総務部副部長兼総務課長 川村清美

## 行政委員の選任(敬称略)

職員課 回2224-5553

Fax 2225-28095

固定資産評価審査委員会委員の選任(3月25日付け)

久都問益美(68歳・新宿町五丁目)

公平委員会委員の選任(3月29日付け)

大野英夫(67歳・小仙波町二丁目)

中島美砂子(49歳・かわつる三芳野)

教育委員会委員の任命(4月1日付け)

長谷川均(62歳・南大塚一丁目)

黒田弘美(48歳・伊勢原町五丁目)

長井良憲(51歳・石原町二丁目)

常勤の監査委員の選任(4月1日付け)

牛窪佐千夫(61歳・大塚一丁目)

- \* 固定資産評価審査委員会：固定資産の評価額に対する不服を審査・決定。
- \* 公平委員会：職員の勤務条件処分等の審査などに関する事務を執行。
- \* 教育委員会：学校教育・社会教育・文化財保護など教育に関する事務を執行。
- \* 監査委員：地方公共団体の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理を監査。

▼ 総務部参事兼契約課長 神田宏次  
▼ 市民部参事兼地域づくり推進課高階市民センター所長 根岸利夫 ▼ 市民部参事兼市民課長 宇津木寿子 ▼ 市民部参事兼斎場場長 渋谷不二雄 ▼ ことも未来部参事兼保育課長 松本和弘 ▼ 保健医療部副部長兼保健医療推進課長 野口昭彦 ▼ 保健医療部参事兼国民健康保険課長 松本清一 ▼ 保健医療部保健所副所長兼食品・環境衛生課長 樋口嘉之 ▼ 産業観光部参事兼雇用支援課長 高木康行 ▼ 都市計画部副部長兼交通政策課長 井上敏秀 ▼ 都市計画部参事兼建築指導課長 河原房夫 ▼ 都市計画部参事兼川越駅西口まちづくり推進室長 野口幸範 ▼ 建設部参事兼用地課長 染谷経夫 ▼ 会計室長 大原誠

## 上下水道局

局長：上下水道局長 石井隆文  
副局長等：上下水道局副局長兼事業計画課長 桑原善行 ▼ 上下水道局参事兼財務課長 近藤正広

## 教育委員会部局

部長：教育総務部長 中沢雅生 ▼ 学校教育部長 福島正美  
副部長等：教育総務部副部長兼文化財保護課長 下薫 ▼ 教育総務部参事兼中央公民館長 上野正 ▼ 教育総務

部参事兼博物館長 田中信 ▼ 学校教育部副部長兼教育指導課長 中野浩義 ▼ 学校教育部参事兼学校管理課長 内野博紀 ▼ 学校教育部参事兼教育センター所長 中村健二

## 選挙管理委員会事務局

事務局長：選挙管理委員会事務局局長 忽滑谷達夫

## 農業委員会事務局

事務局長：農業委員会事務局局長 津克巳

退職者(部長級) 3月31日付け

建設部長 小谷野雅夫 ▼ 会計室理事 有山誠一 ▼ 上下水道局長 土井一郎 ▼ 教育総務部長 根岸督好 ▼ 学校教育部長 佐野勝

\* 課長職以上の名簿については、市ホームページに掲載しています。

## 人事発令(4月1日付け)

消防局総務課 回2222-0741

Fax 2226-7291

## 消防局

次長等：消防局付次長(川越市派遣) 島村昭仁 ▼ 消防局次長 岸田隆 ▼ 川越中央消防署長 安田勇次

### 布類拠点回収(前期)を実施

資源循環推進課 ☎239-6267

Fax 239-5054

詳しくは、3月10日発行の広報川越と同時期に配布した「平成29年度家庭ごみの分け方・出し方」をご確認ください。

日程：5月14日～6月25日(5月28

日、6月4日を除く)、日曜日

時間：午前9時～正午

### 浄化槽の補助制度について

環境対策課 ☎224-5894

Fax 225-9800

単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換および合併処理浄化槽の維持管理に補助金を交付します。補助金が予算額に達した時点で終了します。郵送では受け付けできません。申請方法など詳しくは、市ホームページを確認するか、お尋ねください。

### 家庭用合併処理浄化槽への転換補助

単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換をする方に、設置費・撤去費および配管費の一部を補助します。申請期間は来年2月15日(木)まで、実績報告の提出は来年3月12日(月)までです。

### ■設置費

●下水道事業計画区域・農業集落排水事業実施採択区域を除いた区域  
①既存住宅の建て替えを伴わない合併処理浄化槽への転換  
補助金額：5人槽≡41万円▼6・7人槽≡44万2000円▼8～10人槽≡64万2000円

②既存住宅の建て替えに伴う合併処理浄化槽への転換  
補助金額：10人槽以下≡12万円

●下水道事業計画区域で、下水道整備が7年以上見込まれない区域  
合併処理浄化槽への転換  
補助金額：10人槽以下≡12万円

■撤去費  
①の工事に併せて行う既存単独処理浄化槽等の撤去への補助：4万円

■配管費  
①の工事に併せて行う配管工事への補助：15万円

### 家庭用合併処理浄化槽の維持管理

浄化槽を新たに設置した場合、使用開始3か月を経過したあとの5か月間に「設置後の水質検査(7条検査)」を受け、その後は毎年「定期検査(11条検査)」を受ける義務が生じます。浄化槽を適正に維持管理するため、保守点検・清掃・法定検査を実施している方に補助金を交付します。申請期間は、保守点検の契約最終日の翌日から3か月以内または、

来年3月26日(月)のいずれか早い日です(契約最終日が3月の場合3月1日(木)から可)。

対象区域：下水道処理区域(下水道が使える区域)以外

申請回数：平成26年度以降最初に申請した年度から翌々年度末まで(上限3回、同26年度に申請した方は今年度以降申請できません)

設置後の水質検査(7条検査)  
補助金額：5人槽≡1万円▼6・7人槽≡1万1000円▼8～10人槽≡1万2000円

定期検査(11条検査)  
補助金額：5人槽≡7000円▼6・7人槽≡8000円▼8～10人槽≡9000円

無料耐震相談を実施します

建築指導課 ☎224-5974  
Fax 225-9800

事前に申し込まれた図面をもとに建築士が耐震診断を行い、診断結果や補強方法などの相談に応じます。

日時：5月21日(日)、午前10時～午後4時

会場：南公民館(ウエスタ川越1階)  
対象：木造住宅(2階建て以下)

申し込み：5月11日(木)までに建物図面を建築指導課(本庁舎5階)に持参  
\*図面がない場合は要相談。

### 耐震・アスベスト調査に補助

建築指導課 ☎224-5974

Fax 225-9800

いずれも、事前の申請が必要です。補助については、申請後、交付決定まで日数がかかる場合があります。交付決定まで、業者との契約はできません。補助金が予算額に達した時点で終了します。

### ■耐震診断・耐震改修補助

昭和56年以前に建てられた建築物における有料の耐震診断・耐震改修工事費用に補助金を交付します。

対象：木造2階建て以下の戸建て住宅・兼用住宅・長屋・共同住宅▼木造以外の分譲マンション▼多数の者が利用する建築物

補助額：①住宅などの診断≡上限5万円▼改修≡上限30万円、②分譲マンション・多数の者が利用する建築物の診断≡上限100万円▼改修≡上限300万円

### ■アスベスト含有調査補助

アスベストの飛散による健康被害予防のため、アスベストが施工されている恐れがある建築物の分析調査費用に補助金を交付します。

対象：アスベストを含有している可能性のある吹き付け建材の分析調査  
補助額：上限25万円



## 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部を補助

食品・環境衛生課 ☎227-5103 ☎224-2261

市では、飼い主のいない猫の繁殖抑制を図り、地域の良好な生活環境を促進するため、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を実施する方に対して、その手術費用の一部を補助する事業を開始します。

事前相談と申請は、5月1日(月)から受け付けます。なお、手術前の申請が必要です。電話・郵送等による申請はできません。受け付けは先着順で、第1期・第2期ともに、補助金が予算額に達した時点で終了します。申請用紙は、食品・環境衛生課(小ヶ谷817-1・保健所1階)で配布します。詳しくは、市ホームページを確認するか、食品・環境衛生課までお尋ねください。

**対象となる猫**…市内に生息し、飼い主がいないことを確認した猫(飼い猫は対象外)で、協力動物病院で不妊・去勢手術(併せて片耳にV字カット)を受ける猫

**申請できる方**…市に住民登録がある方

**補助金額**…不妊手術(メス) = 1匹につき7,000円

▶去勢手術(オス) = 1匹につき4,000円

\*上記を限度額とし、手術費用が限度額に満たないときは、手術費用とします。

**申請期間**…第1期 = 5月1日(月)～9月29日(金) ▶第2期 = 10月2日(月)～来年2月28日(水)

### 「片耳にV字カット」って?

一度不妊・去勢手術をした猫を間違ってもう一度捕獲しないためのしるしです。



## 再生可能エネルギー機器等導入に補助金を交付します

環境政策課 ☎224-5866 ☎225-9800

個人の住宅に再生可能エネルギー機器等を設置する方に、補助金を交付します。いずれの補助も4月1日以降に着工した方が対象です。受け付けは先着順で、補助金が予算額に達した時点で終了します。詳しくは、市ホームページまたは環境政策課(本庁舎5階)で配布している申

請の手引きをご確認ください。

**受付期間**…4月14日(金)～来年1月31日(水)

日(水)

**対象設備**…①3kW以上の太陽光発電システム、②太陽熱利用システム、③4kW以上の定置用リチウムイオン蓄電池、④家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)

**補助額**…① 3kW以上4kW未満 3万円 ▼ ② 4kW以上 4万円、③ 11件当たり1万8千円、④ 1件当たり15万円、⑤ 1件当たり

5万円

## 生ごみ処理機器の購入費補助

5万円

資源循環推進課 ☎239-6267 ☎239-5054

生ごみの減量化を進めるため、家庭用生ごみ処理機器を購入しようとする方に補助します。購入前に申請が必要です。受け付けは先着順で、定数になり次第終了します。

**補助額**…購入金額の2分の1(限度額 90基)

② EM容器(室内用バケツ型容器) 10基 額2700円

補助額…購入金額の2分の1(限度額1800円。容器のみ対象)

③ 電気式生ごみ処理機等 25基

補助額…購入金額の2分の1(限度額1万8000円)

\* 下水管・浄化槽などに接続し、直接排水するデイスポージャーは、対象ではありません。

### 対象

市内在住で、機器を常に良好な状態で維持管理できる方。

### 申請できる基数

コンポスト容器・EM容器…合計で1世帯2基

\*すでに①②で2基分の補助を受けている方で、①の補助を受けてから10年を経過している場合、①のみ申請できます。

電気式生ごみ処理機等…1世帯1基

\*過去に③の補助を受けた方、①②と合わせての補助や、過去5年間に①②の補助を受けた方は、申請できません。

### 申し込み

印鑑を持参し、資源循環推進課(鯨井782-13・つばさ館1階)。

**受付期間**…4月10日(月)～来年2月28日(水)



# 地区計画、ご存じですか

都市計画課 ☎224-5945  
☎225-9800

住みよい環境の整備や豊かな自然の保全など、地域の特性を生かしたまちづくりのため、市内の一部の地域では地区計画が定められています。

## 地区計画って何？

生活に身近な地区を単位として、建物の建て方や用途などについて、地区の特性に応じたきめ細やかなルールを定めた、都市計画法に基づく制度です。決定は、住民の皆さんとの合意に基づいて行われます。現在、下表の14地区に定められています。

## どんなルールがあるの？

ルールは、地区によって異なります。建物の用途を制限し、用途の混在を防いだり、ゆとりあるまちづくりのために、建ぺい率の最高限度を定めたりするなどさまざまです。

また、地区計画では建築基準法に定めのない、敷地面積の最低限度や壁面の位置、建築物の高さ、垣または柵の構造などについても定められます。そのため、より地区の実情に合った住環境を形成するまちづくりを進めることができます。

## 工事着手30日前までに届け出が必要ですよ！

地区計画が定められている区域内で、建築物の新築・増築・改築や工作物の新築・増築・外構などの工事を行うときは、工事着手の30日前までに都市計画課(本庁舎5階)へ届け出が必要です。

地区のルールによっては、建築確認申請

## 地区計画を導入している地区

地区名	位置
川鶴笠幡地区	川鶴2丁目・3丁目の各一部
川越笠幡水久保地区	大字笠幡字水久保地内
霞ヶ関地区	伊勢原町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目の全部、的場新町の一部
南古谷駅西地区	泉町の全部、大字大中居字西の一部、大字南田島字堤外の一部
四都野台地区	四都野台の全部
上戸新町地区	上戸新町の全部
藤木地区	藤木町の一部
笠幡東前原地区	大字笠幡字東前原の一部、大字的場字鉄砲場の一部
大塚新田南大塚地区	大塚新町の一部
川越駅西口地区	新宿町1丁目の一部、旭町1丁目の一部
鴨田地区	大字鴨田の一部、芳野台3丁目の全部
西部地域振興ふれあい拠点地区	新宿町1丁目の一部
新河岸駅周辺地区	大字扇河岸・大字砂・大字砂新田の各一部
東田町地区	東田町の一部

が不要な小規模な増築、垣・柵の設置、物置・車庫の設置などでも届け出が必要な場合があります。事前にご確認ください。

\*地区計画が定められている区域、ルールの内容などについて詳しくは、都市計画課、市ホームページで確認できます。

## 自立相談支援センターにご相談ください

生活福祉課 ☎224-5784 ☎224-6148

川越市自立相談支援センターでは、専門の支援員が、寄り添いながら生活で困っている方の相談に乗り、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行っています。以下の項目に一つでも当てはまるものがあれば、同センター☎227-9283 ☎227-3937までお尋ねください。

- お金がない
- 生活費が足りない
- 収入がない・収入が少ない
- もらっている年金では生活できない
- 仕事がない
- 仕事が続かない
- 仕事をしたことがない
- 就職活動が上手くいかない
- 就職活動の仕方が分からない
- 病気や障害で働けない
- 育児や介護で働けない
- 借金がある
- 借金が減らない
- 税金が払えない
- 家賃が払えない
- 水道・ガス・電気代が払えない
- 住宅ローンを払うのが大変
- 今の住居を出なければならない
- 資産(家・土地)はあるが生活費(現金)がない
- 生活保護について知りたい
- 生活保護は受けたくないがお金がない
- 家計を見直したい
- 子どもに勉強をさせてあげたい
- 家族がひきこもっている
- 困っていることがあるが、どこに相談してよいか分からない

所在地… 郭町1丁目2-2  
オーク2H2ビル1階  
開設日時… 月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)、  
午前8時30分～午後5時15分

# 障害のある方の手帳や手当

障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033

## ■障害のある方の手帳について

障害者手帳は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の3種類があり、手帳を取得することで、各種福祉サービス等を利用することができます。

申請時に必要な書類は、各手帳で異なります。詳しくは障害者福祉課(本庁舎1階)にお尋ねください。

\*平成28年4月以降の身体障害者手帳交付分から同手帳のカバーが紺色となり、すべての手帳カバーの色が統一されました。現在お持ちの手帳もそのまま利用できますが、手帳持参の上、申請いただければ、新しいカバーを交付することもできます。

### ●身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語、そしゃく機能、肢体不自由、内部(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓)機能の障害があり、その程度が身体障害者福祉法施行規則別表に該当する方が、市に申請することで、交付を受けることができます。

**申請時に必要な主な書類**…指定医師が記載した市指定の診断書等

### ●療育手帳

知的障害が発達期(おおむね18歳まで)に生じた方で、川越児童相談所等で一定以上の知的障害が認められた方が、市に申請することで県から交付を受けることができます。

### ●精神障害者保健福祉手帳

精神疾患(そううつ病・統合失調症等)で、一定以上の精神障害が認められた方で、長期にわたり日常生活または社会生活上の制約がある方が、市に申請することで県から交付を受けることができます。

**申請時に必要な主な書類**…精神保健指定医等が記載した指定の診断書、または(精神障害を支給事由とする)年金証書等

## ■特別障害者手当と障害児福祉手当

申請は随時受け付けています。申請時に必要な書類は障害の種類等で異なります。また、市が指定した様式により指定医師が作成した診断書が必要になる場合があります。詳しくは、同課で配布しているパンフレットをご確認ください。いずれの手当も所得制限があります。

### ●特別障害者手当

20歳以上で身体または精神の重度障害により、日常生活で常時、特別の介護を要する状態にあり、障害基礎年金1級程度の障害が重複するか、同程度以上と認められる方に支給します。

\*施設に入所中の方または3か月を超えて入院中の方は、手当を受けられません。

**支給額**…月額2万6,810円

### ●障害児福祉手当

20歳未満で、①身体障害者手帳1級の一部・2級の一部の方、②療育手帳A相当の方、③精神障害・血液疾患・肝臓疾患などで①②と同程度の障害を有する方に支給します。

\*施設に入所中の方、障害を支給事由とする年金を受給している方は、手当を受けられません。

**支給額**…月額1万4,580円

## ■在宅心身障害者手当

申請は随時受け付けています。支給額は等級や年齢によって異なります。詳しくは、同課にお尋ねください。

**対象**…市内に住所を有し、①身体障害者手帳1～3級、②療育手帳A～B、③精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかをお持ちの方で、手当の対象となる等級の手帳を65歳未満で取得した方

\*施設に入所中の方や市民税が課税されている方は対象となりません。

**持ち物**…各障害者手帳・印鑑・本人名義の預貯金通帳・マイナンバー(個人番号)カードまたはマイナンバー確認書類(通知カード等)と身元確認書類(運転免許証等)

## ■福祉タクシー利用券・ガソリン利用券

次の対象に該当し、福祉タクシーの利用または、ガソリンの費用助成を希望する方は、障害者手帳・印鑑・車検証(ガソリン利用券希望の方のみ)を持参し、同課に申請してください。

なお、既に福祉タクシー利用券または、ガソリン利用券の登録がお済みの方には、平成29年度分の利用券を送付しました。

**対象**…身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの交付を受けている方

# 難病患者見舞金を支給します

障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033

難病患者の方に、見舞金を支給します。平成29年度分の申請は、来年3月30日(金)まで受け付けます。

\*申請した月により、支給期日は異なります。

**支給額**…年3万6,000円

**対象**…市内に1年以上居住し、申請時に有効期限内の指定難病医療受給者証(埼玉県発行)、特定疾患医療受給者証

(埼玉県発行)、指定疾患医療受給者証(埼玉県発行)、川越市小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかの交付を受けている方

**持ち物**…各医療受給者証・印鑑・本人名義の預貯金通帳

**申請場所**…障害者福祉課(本庁舎1階)または健康管理課(小ヶ谷817-1・総合保健センター1階)

# 高齢者のための福祉サービス

高齢者いきがい課 ☎224-5809 ☎229-4382

すべてのサービスは、市内に住所がある方が対象です。

## 健康ふれあい入浴利用券

1回200円(一般公衆浴場は300円)を補助する利用券を交付します。年度内6回分。利用可能施設についてはお尋ねください。

対象…65歳以上

## シニア銭湯デイ26

毎月26日を「ふろの日」とし、市内の銭湯(旭湯・元町1丁目)を無料で利用できます。

対象…65歳以上

利用方法…銭湯に備え付けの「シニア銭湯デイ26利用券」に必要事項を明記し、番台に提出

## 敬老マッサージサービス

あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうのいずれかを年1回、無料で受けられます。利用券は4月中旬に郵送予定。申請は不要です。

対象…70歳以上(年度内に70歳に達する方を含む)

## 市内循環バス(川越シャトル)特別乗車証の交付

対象…70歳以上

経費…1乗車100円(80歳以上無料)

## 要介護高齢者手当の支給

申請月から支給します。

対象…在宅で要介護3～5の65歳以上(医療保険での入院は対象)

支給額…月額8,000円

## 紙おむつの給付

月額5,000円の範囲内で、申請の翌月から紙おむつを給付します。

対象…在宅の要介護4・5で、常時失禁の状態にあり、排泄の介助が必要な65歳以上(要介護1～3の方は、要介護認定調査資料に基づき、受給の可否を判断します)

## 訪問理美容サービス

理・美容師が高齢者の居宅を訪問し、調髪・カットを行います。

対象…在宅で、要支援・要介護認定等を受けている、理・美容院へ行くことが困難な65歳以上

経費…1回当たり2,000円

利用回数…年度内4回(申請月により回数が異なります)

## 配食サービス

1日1食(昼食分または夕食分)、週4食まで、調理された食事を自宅に届け、安否を確認します。

対象…在宅で、老衰、心身の障害、疾病等の理由により調理や買い物に困難な方で次のいずれかの要件を満たす65歳以上

①1人暮らし

②家族等が疾病、就労等の理由で食事の支援を受けることが困難

経費…1食当たり500円

## 消防局への緊急通報システムの貸与

対象…1人暮らし(8時間以上1人になる方等を含む)で、慢性疾患により常時注意を要し、使用できる電話がある、おおむね65歳以上

経費…8時間以上1人になる方等の世帯は、世帯の所得状況により、設置工事料の自己負担あり

\*通報時の通話料は自己負担です。

\*申請の翌月下旬に設置します。

## 日常生活用具の給付・貸与

### ●給付(自動消火器・火災警報器・電磁調理器)

対象…自動消火器・火災警報器=在宅の要介護1～5または1人暮らしの65歳以上▶電磁調理器=在宅で1人暮らしの65歳以上

経費…生計中心者の所得状況により自己負担あり

### ●貸与(一般加入電話回線)

対象…1人暮らしで市民税所得割が非課税、かつ電話の権利を有しない65歳以上

\*基本使用料は市が負担します。

## 寝具乾燥

定期的に寝具を乾燥します。

対象…要介護高齢者手当を受給している、本人および同居者の市民税所得割が非課税の方

## 住宅改善費助成

手すり設置や段差解消などの居宅改善費用の一部を助成します。

対象…介護保険法による要支援・要介護認定を受けていない65歳以上で、本人および同居者の市民税所得割額が10万円以下の方

助成額…対象経費の2分の1以内(上限15万円)

\*助成決定前の着工は無効です。

## 家具転倒防止器具等取付費助成

家具転倒事故を防止する器具の取付費用を助成します。

対象…65歳以上の方のみで構成される世帯

## 生活管理指導員等派遣

日常生活の支援等を行います。

対象…介護保険法による要支援・要介護認定等を受けていない、日常生活が困難な65歳以上

経費…所得税額により異なる

利用回数…週1回1時間以内

## 生きがい活動支援通所

施設への通所により、創作・趣味などの生きがい活動を支援します。利用施設はお尋ねください。

対象…介護保険法による要支援・要介護認定等を受けていない、家に閉じこもりがちな65歳以上

経費…1日600円

利用回数…週1回

## 生活管理指導短期宿泊

施設への短期宿泊による日常生活の支援・指導を行います。利用施設はお尋ねください。

対象…介護保険法による要支援・要介護認定を受けていない、家族が冠婚葬祭などで不在の場合に1人で生活することが不安な65歳以上

経費…1日1,730円

利用回数…年度内7日

## 老人福祉センターの利用

大広間、娯楽室、浴場等を無料で利用できます。

対象…60歳以上

●東後楽会館 ☎224-3366

●西後楽会館 ☎232-6177

## 老人憩いの家の利用

無料で談話室等を利用できます。

対象…60歳以上

●小ヶ谷老人憩いの家

☎245-8494

●高階北老人憩いの家

☎248-6565

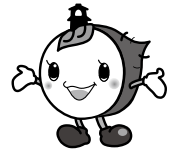
●川越駅東口老人憩いの家

☎228-7717

その他のサービス(家族介護慰労金の支給、住替家賃助成、高齢者住宅整備資金貸付、寝具丸洗い、障害者控除対象者認定、金婚祝い記念品贈呈、長寿祝い金支給、救急情報キット配布など)  
\*各サービスの内容等の詳細はお尋ねください。

# 地域包括支援センターをご活用ください

地域包括ケア推進課 ☎224-6087 ☎229-4382



主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門知識を持った職員が連携し、地域で暮らす高齢者の皆さんの問題解決のお手伝いをします。

**対象**…65歳以上とその家族等

**支援内容**…高齢者福祉・介護予防・認知症・高齢者虐待・成年後見制度などについての相談▶地域の関係機関や、ケアマネジャーとのネットワークづくり▶要支援1・2と認定された方や、介護が必要となるおそれがある方の介護予防ケアプランの作成、介護予防サービスの調整▶介護保険の申請代行

## 市内の地域包括支援センター

名称	住所・電話番号
地域包括支援センターキングス・ガーデン	石原町1丁目27-7 ☎299-6760
地域包括支援センター小仙波	小仙波947-1 ☎227-7878
地域包括支援センター連雀町	連雀町31-2 ☎229-5332
地域包括支援センターよしの	鴨田3355-1 ☎298-7807
地域包括支援センター分室みなみふるや	並木新町2-5 桜ビル301 ☎235-7731
地域包括支援センターたかしな	砂新田4丁目1-4 ブランドールビル2階 ☎291-6003
地域包括支援センターみずほ	中台元町1丁目16-11 ☎241-3676
地域包括支援センターだいとう	南台2丁目11-4 ☎249-7766
地域包括支援センターかすみ	かすみ野1丁目1-5 ☎234-8181
地域包括支援センターみなみかぜ	吉田204-2 ☎239-0003
地域包括支援センター分室霞ヶ関北	的場2101-11 ☎298-6221

## 川越市収入証紙の払い戻し

会計室 ☎224-60051 ☎229-5621

平成26年3月31日で廃止となった川越市収入証紙は、消印や汚損等があるものを除き、未使用のものは額面相当金額を払い戻し（還付）します。申請手続き後、還付金を指定口座に振り込みます。申請方法など詳しくは、市ホームページを確認するか、お尋ねください。  
**還付申請期限**：平成31年3月31日まで（土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く）

**受付場所**：会計室（本庁舎1階）

**持ち物**：未使用の川越市収入証紙、申請者の印鑑、申請者名義の振込先口座番号が分かるもの

## ごみ処理とびくす みんなで守ろう、きれいな集積所

資源循環推進課 ☎239-6267 ☎239-5054

ごみの分別意識が浸透し、きちんと管理されている集積所が増えてきました。しかし中には、ルール違反のごみ出しによって中身が散乱してしまっている所もあります。集積所の管理は、ごみを出す人たちが全員の協力が重要です。一人ひとりがルールを守り、きれいな集積所を目指しましょう。

● **正しく分別**：分別されていなかったり、品目が違ったりするとごみが集積所に残ってしまいます

● **ごみ出しは指定日の午前8時までに**：回収作業が終わった後に出されたごみは収集できません

● **指定日前夜のごみ出しは厳禁**：カラスや猫などの動物によるごみの散乱や、火災などの原因になります

● **ごみネットの活用**：ごみの飛散などを防止します。保管は、豊んで危険がないようにしましょう

● **定期的な清掃活動**：散乱したごみの放置は臭気の原因に。暖かくなるにつれ臭いも強まります

\*ごみネット等、集積所については収集管理課 ☎239-5058 ☎239-5059にお尋ねください。



## 訂正のお知らせ サンライフ川越 ☎225-5445

3月25日発行の広報川越No.1387・11ページ「サンライフ川越の教室」の表の一部に訂正があります。正しくは右記のとおりです。ご迷惑をお掛けしました。

教室名	日程	曜日	時間	定員
中国語(初級)	4月15日～7月29日	土	午前9時30分～10時30分	12人
中国語(中級)	4月15日～7月29日	土	午前10時45分～11時45分	12人
韓国語(初級)	4月15日～8月5日	土	午前9時～10時20分	20人
韓国語(中級)	4月15日～8月5日	土	午前10時40分～正午	20人